

# 第1章 総則

## 1 計画の目的

本計画は、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に定める原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、市域を越える広域的な避難に必要な体制等を構築することを目的とする。

## 2 計画の基本方針

本計画は、原子力発電所の事故の進展状況に応じて決定される緊急事態区分とその判断基準である緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）、放射性物質放出後の防護措置実施の判断基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）に応じて、段階的に避難等の指示がなされることを想定する。

本計画は、緊急時における情報連絡体制、住民及び一時滞在者（以下「住民等」という。）の避難体制、避難行動要支援者等の避難体制、複合災害時の対応等、原子力災害時のとるべき避難等の防護措置について基本的な方針を定めるものとする。

## 3 計画の修正

本計画は、現時点における考え方及び具体的な対応等をまとめたものであり、今後、国、県、関係市町村及び防災関係機関との調整結果や原子力防災訓練での検証を踏まえるとともに、原災法及び関係法令並びに原子力災害対策指針の改正や、防災基本計画、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）並びに柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）の修正により随時修正又は更新を行っていくものとする。

また、県が定める「新潟県原子力災害広域避難計画」との整合性を図るものとする。